

令和3年

第4回市議会定例会 議案第36号

函館市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を地方自治法第109条第6項および函館市議会会議規則
第13条第2項の規定により提出します。

令和3年12月8日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者 函館市議会議会運営委員会
委員長 藤井辰吉

函館市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

函館市議会会議規則（昭和47年函館市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出産その他の事故」を「育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，議員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは，当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第80条中「出産その他の事故」を「育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，委員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の予定日（委員が出産したときは，当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第127条中第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項中「，請願者の住所および氏名（法人の場合にはその名称および代表者の氏名）」を「および請願者の住所」に，「押印」を「署名または記名押印」に改め，同項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には，邦文を用いて，請願の趣旨，提出年月日，法人の名称および所在地を記載し，代表者が署名または記名押印しなければならない。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

会議および委員会の欠席の届出ならびに請願書の記載事項に関する規定を整備するため